

要 望 書

令和2年7月13日

福島県商工会連合会
会長 轡田 倉 治

平素は、中小企業・小規模事業者に対する御支援並びに商工会の事業推進につきまして、格別の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

世界中が新型コロナウイルス感染症の影響により危機的状態にある中、日本においても緊急事態宣言が解除されたものの、終息が見えない状況下であり、国民生活や経済活動についても大きな影響が出ております。

本県においては、東日本大震災・原発事故の影響が長期化し、震災から9年が経過した今でも、避難事業者の中には事業再開にいたらない者も多く、風評被害の影響も依然として強く、深刻化しております。

そうした中、昨年10月からの消費増税、台風19号やその後の豪雨災害による被災・休業、暖冬・少雪の影響による売上減に加え、新型コロナウイルスの感染拡大による被害も発生する中、東京オリンピック・パラリンピック開催が来年に延期されるなど、自然環境の変化や外的要因等により多くの事業者が厳しい局面におかれています。

このような刻々と変化する状況を踏まえ、各種支援策を活用した事業継続支援など、本会では、被災事業者に対する支援の強化をはじめ、組織一丸となって各般の支援事業に取り組んでいるところですが、県内産業の復興・再建を成し遂げるためには国による一層の支援が必要であります。

また、地方創生の担い手である、地域の中小企業・小規模事業者の活力向上を支援し、地域経済を再生・発展させることが商工会の役割・使命であり、商工会の支援機能の強化が必要不可欠であります。

つきましては、次の事項についての特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

I. 被災中小企業・小規模事業者に対する支援の強化

1. 被災事業者や被災地域の早期復興支援の強化

(1) 事業再建・自立に向けた支援体制の強化

東日本大震災及び令和元年台風第 19 号など災害が続き、被災地域においても、事業再建に遅れが生じております。それらの課題を解決し、被災事業者が事業活動を円滑に実施できるよう、中小企業・小規模事業者に寄り添った伴走支援を強化するための人員確保について、特段の配慮をお願いします。

特に、東日本大震災における避難地域 12 市町村の事業者については、引き続き災害や風評被害の中で、事業・生業の再建に向けた相談対応や風評払拭の業務は年々多様化・複雑化していることから、既存支援策である商工会の広域的な連携強化事業については、令和 3 年度以降も継続をお願いします。また、幾多の事情によってやむを得ず避難地域 12 市町村以外の場所で事業を再開したり、今後の再開に向けて事業計画をしている被災事業者は、県内全域に位置し広域化している実態があり、これらの事業者は個々の事情が違うため、事業者一人一人に寄り添った伴走支援を求める声が強くなっております。

このことから、県内全域に所在する 12 市町村被災事業者が早期に再開し円滑な事業活動を実施できるよう、さらに避難先からの帰還促進が図れるよう、令和 3 年度から被災事業者の個々の伴走支援と県内全体の広域的な連携を強化するため、復興経営指導員等を拡充して配置するようお願いします。

(2) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助金等の継続

福島県の帰還困難区域では、地域再生のために現在もグループ補助金が必要とされているため、今後もグループ補助金の継続をお願いします。

また、避難指示解除区域においては、住民帰還を促進するため小売・サービス業の事業再開が必要とされています。被災地域の賑わい、文化をつくる小規模事業者の事業再開のため、原子力被災事業者再開等支援補助金の継続及び制度拡充をお願いします。

(3) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の拡充

復興にとって津波企業立地補助金は、工場等新增設により被災地域の雇用創出する補助金で被災地復興に今後も必要な制度であります。ただし、中小企業・小規模事業者が活用する場合は、補助率上限が補助対象経費の「三分の一」となっており、自己資金の確保に苦慮しています。来年度以降の補助率の引上げと十分な予算措置を講じていただくようお願いします。

また、避難指示区域等の雇用創出を目的とした自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の継続及び、投下固定資産額下限額の撤廃、新規地元雇用者の要件緩和をお願いします。

(4) 風評被害への対応の継続・強化

東日本大震災・原発事故による風評被害は長期化しており、とりわけ農林水産業、食品加工業、観光業に大きな影響を及ぼしていることから、風評被害払拭のための PR のほか、商品開発・販路開拓支援、観光誘客に関する支援策の一層の強化をお願いします。

(5) 金融支援の継続実施

東日本大震災・令和元年台風第 19 号等による直接・間接被害を受けた中小企業・小規模事業者に対する融資制度である災害マル経及び震災復興特別貸付等の取扱期間の延長をお願いします。

(6) 被災事業者支援策の要件緩和及び小規模事業者への配慮

東日本大震災・令和元年台風第 19 号等による直接・間接被害を受

けた中小企業・小規模事業者に対する支援制度である「グループ補助金」や「小規模事業者持続化補助金」においては、作成書類・提出書類が多く、被災し、書類等が散逸した状況の中で、中小企業・小規模事業者には極めて負担が重いため、要件の緩和をお願いします。

また、小規模事業者は事業資産と個人用資産の分離が十分ではないため、被災時に事業に供していたことの証明が困難であるため、小規模事業者の実態に鑑み配慮をお願いします。

2. 復興を支援する商工会等への支援の継続・強化

(1) 商工会館の復旧に対する支援の継続

東日本大震災で被災した商工会館の一部は、未だ修繕・整備には至っていないため、支援拠点である商工会館の復旧にかかる予算措置の継続実施をお願いします。

(2) 商工会館の防災強化

災害時の小規模事業者の早期再建及び地域の復旧・復興を迅速に行うため、相談対応の早期整備が必要であることから、商工会館の防災強化（耐震化・浸水防止策）にかかる費用の補助をお願いします。

Ⅱ. 中小企業・小規模事業者支援対策の拡充強化

1. 伴走型で小規模事業者を支援する人員の増員

令和元年度補正予算において、小規模事業者持続化補助金や販路開拓支援事業等の予算が計上され、販路開拓や生産性向上の推進が求められております。他方、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者の売上回復支援、働き方改革を含む新たな生活様式への対応、事業承継の推進などの課題が山積していることに加え、今後生活のあらゆる場面でIT化が進展することに伴い、各種補助事業等の電子申請が推進される中で、特に過疎高齢化が著しい地域においては、自ら対応することが困難な事業者も多く、申請手続きに関するサポートが求められております。

これらの課題を着実に解決していくには、小規模事業者にとって身近で、寄り添って支援を行う商工会が果たす役割は極めて大きいものの、施策の実行を担う職員数は減少しています。したがって、伴走型で支援をする職員の増員をお願いします。とりわけ事業承継については、長期にわたり複雑な案件への対応となることから、専任職員（推進員）の配置をお願いします。

なお、職員の増員によって、近年頻発している自然災害への対応においても、被災地域へ職員の迅速な応援派遣等が可能となり、早期の復旧・復興に向けた支援が強化されます。

2. 職員の資質向上のための手当の創設

小規模事業者からの相談内容が、高度化、専門化していることから、職員の高い支援力に見合った手当の創設をお願いします。

3. 小規模事業者の負担軽減のための補助率の見直し

小規模事業者に対する支援策は拡充されていますが、補助率が適用されていることに加え、補助対象外経費の負担もあることから、資金力の弱い小規模事業者にとって負担が大きいものとなっています。とりわけ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で売上が大幅に減少した事業者や昨今頻発している災害によって被災した事業者にとっては、補助事業の自己負担部分が一層重くなっています。

については、小規模事業者の実情に配慮し、補助率の引き上げをお願いします。

4. 申請手続きの簡素化等

(1) 申請手続きの簡素化

申請等の書類作成業務は慣れていない小規模事業者が多く、負担が大きいことから、申請等の手続きにあたっては、極力簡素化するよう十分に配慮をお願いします。

(2) 電子申請システムの改修

小規模事業者持続化補助金等での電子申請（J-grants）について、支援の現場である商工会が携わることが出来ないシステムとなっているため、実務の流れに沿ったシステムに改修をお願いします。

5. 事業承継・創業の推進

中小企業の事業承継を促進し、地域に必要な企業の継続や地域経済の持続的発展を図るため、プッシュ型事業承継支援高度化事業をは

はじめとする各種事業承継支援策の継続強化を図るとともに、事業承継補助金について補助上限額及び補助率の引き上げ及び制度の拡充をお願いします。

また、事業者承継を機に経営革新等に取り組む小規模事業者等を対象とした「事業承継マル経（仮称）」を別枠で創設頂き、貸付限度額を引き上げるなど、資金面における事業承継円滑化への支援策をお願いします。

さらに、地域における創業、第2創業を促進するため、地域創業支援補助金を創設するとともに、廃業予定者や空き店舗と事業承継者や移住・定住者とのマッチング支援のための施策をお願いします。

6. 伴走型の販路開拓支援の拡充

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等もあり、非対面販売・非対面接客が加速し、オンラインを活用したビジネスへのシフトは不可避となっています。ECサイトを活用した商品等のトライアル販売の機会を提供するため、ECサイトを運営する補助金の創設をお願いします。

また、地域産品の需要喚起・購入促進のためECサイトを活用したふるさと割等の実施をお願いします。

7. 農商工連携・海外展開・インバウンド対策等の推進

地域外からの資金流入・獲得を活発化させ地域経済の持続的発展を図るため、商工業者が農林漁業者等との積極的な協働・協業を図り、地域ぐるみで新サービスや新商品の開発を促進する施策や海外展開支援及び訪日外国人旅行者の地域への誘客促進のための支援策の拡

充をお願いします。

8. 企業の地方分散化とテレワークの推進

新型コロナウイルス感染拡大等も影響し、社会全体で勤務形態が多様化すると、地方でのテレワークオフィスや企業の機能分散化のニーズが拡大するものと思われれます。

総務省の「H29 通信利用動向調査」でも、テレワーク導入は効果があったとする企業が 82%あり、今後は「社会」「企業」「就業者」の三方良しとなるよう、「働き方改革」と「地方創生」の両方を実現できる可能性が高まっていると考えられます。

分散化の推進は、地方の定住人口増加や地方人材を活用したテレワークオフィスなど、企業の価値や可能性を高めることもでき、コストダウンが図れるとともに、就業者やその家族の選択肢が広がり、よりパフォーマンスに優れた職場環境を実現できる可能性が高まります。

つきましては、企業の地方分散化の推進と地方における ICT インフラ整備への支援、さらに、経営支援を行う商工会の ICT 拠点機能整備等への補助などの支援策を早急をお願いします。



福島県商工会連合会

〒960-8053 福島市三河南町1番20号（コラッセふくしま9F）
TEL (024)525-3411(代) FAX(024)525-3413